別表を次のように改める。

別表

認可の申請又は届出の区分		大学又は高等専門学校の設置（第２条）			学部等の設置（第３条） 大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更（第４条） 高等専門学校の学科の設置（第５条）						専門職大学の課程の設置及び変更（第４条の２）				大学における通信教育の開設（第６条）				私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更(第７条)				大学等の設置者の変更（第８条）	大学等の廃止（第９条）	
		認可を受けようとする場合			認可を受けようとする場合			うち国際連携学科又は国際連携専攻に係る課程の変更			届出を行おうとする場合				認可を受けようとする場合			届出を行おうとする場合							
提出期限		開設年度の前々年度の10月１日から同月31日まで			開設年度の前々年度の３月１日から同月31日まで			開設年度の前々年度の３月１日から同月31日まで又は開設年度の前年度の８月１日から同月31日まで若しくは３月１日から同月31日まで又は開設年度の８月１日から同月 31日まで			開設年度の前々年度の12月31日まで				開設年度の前々年度の３月１日から同月31日まで			開設年度の前年度の12月31日まで			開設年度の前々年度の３月１日から同月31日まで又は前年度の６月１日から同月30日まで		開設年度の前年度の12月31日まで				
提出すべき書類（別記様式）		正本	抜刷	個人調書	正本	抜刷	個人調書	正本	抜刷	個人調書	正本	抜刷	開設年度の前々年度の３月１日から同月31日まで	変更年度の前年度の12月31日まで	正本	抜刷	個人調書	開設年度の前年度の12月31日まで	正本	抜刷	開設年度の前々年度の３月１日から同月31日まで又は前年度の６月１日から同月30日まで	開設年度の前年度の12月31日まで	正本	認可を受けようとする場合	届出を行おうとする場合
認可申請書	(様式第1号の1)	○			○			○					○				○				○			○	○	
届出書	(様式第1号の2)										○	○		○				○				○				○
基本計画書	(様式第2号 その1の1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(様式第2号 その1の2)	※1	※1	※1	※1	※1	※1				※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
	(様式第2号 その2の1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	(様式第2号 その2の2)	※1	※1	※1	※1	※1	※1				※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1						
	(様式第2号 その2の3)	※2	※2					○	○				※2	※2	※2	※2										
	(様式第2号 その2の4)	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	○	○	○	○					※3	※3	※3	※3	※3	※3
	(様式第2号 その3の1)	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	(様式第2号 その3の2)	※1	※1		※1	※1					※1	※1	※1	※1	※1	※1		※1	※1							
	(様式第2号 その3の3)	※2	※2					○	○				※2	※2	※2	※2										
校地校舎等の図面		○	○		○	○		○	○		○	○					○	○		○	○		○			
学則		○	○																							
学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）					○			○			○		○	○	○	○			○		○		○	○		
意思の決定を証する書類		○			○			○			○		○	○	○				○		○		○			
大学の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類		○	○																							
学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類					○	○		○	○		○	○														
前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類													○	○	○	○										
大学における通信教育の開設の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類																	○	○		○	○					
変更の事由及び時期を記載した書類																								○		
学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類																						○	○	○	○	
廃止の事由及び時期並びに学生の措置方法を記載した書類																									○	○
教員名簿	(様式第3号 (その1))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(様式第3号 (その2の1))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	(様式第3号 (その2の2))	※1	※1	※1	※1	※1	※1				※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1						
	(様式第3号 (その3の1))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	(様式第3号 (その3の2))	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	○	○	○	○	※3	※3	※3	※3	※3					
教員個人調書	(様式第4号 (その1))	○	△	○	○	△	○	○	△	○							○	△	○							
	(様式第4号 (その2の1))	○	△	○	○	△	○	○	△	○							○	△	○							
	(様式第4号 (その2の2))	※3	△	※3	※3	△	※3	※3	△	※3							※3	△	※3							
教員就任承諾書	(様式第５号)	○	△	○	○	△	○	○	△	○							○	△	○							
附属病院所在地域の概況説明書	(様式第６号)	※4	※4		※4	※4		※4	※4																	
附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書	(様式第７号)	※4	※4		※4	※4		※4	※4																	
関連教育病院の概要等を記載した書類		※4	※4		※4	※4		※4	※4																	
薬学実務実習施設概要書類		※5	※5		※5	※5		※5	※5		※5	※5														
教育課程連携協議会構成員名簿	(様式第７号の２)	※6	※6		※6	※6		※6	※6		※6	※6														
教育課程連携協議会構成員就任承諾書	(様式第７号の３)	※6	※6		※6	※6		※6	※6		※6	※6														
臨地実務実習施設の確保状況説明書	(様式第７号の４)	※3	※3		※3	※3		※3	※3		※3	※3														
臨地実務実習使用承諾書	(様式第７号の５)	※3	※3		※3	※3		※3	※3		※3	※3														
連携実務演習等に関する承諾書	(様式第７号の６)	※3	※3		※3	※3		※3	※3		※3	※3														
必要校地面積の減算説明書	(様式第７号の７)	※3	※3		※3	※3		※3	※3		※3	※3														
必要校舎面積の減算説明書	(様式第７号の８)	※3	※3		※3	※3		※3	※3		※3	※3														
通信教育実施方法説明書	(様式第８号)	※7	※7		※7	※7					※7	※7					○	○		○	○	※8	※8	※8	※8			
通信教育に係る規程		※7	※7		※7	※7					※7	※7					○	○		○	○	※8	※8	※8	※8			
提出部数		1	35	15	1	35	15	1	35	15	1	3	1	35	1	3	1	35	15	1	3	1	1	1	1	1	1	1

（注）

1　※１は、共同学科等を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同学科等を設置している場合に添付すること。

2　※２は、国際連携学科等を設置する場合に添付すること。

3　※３は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合又は専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合に添付すること。

4　※４は、医学若しくは歯学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。

5　※５は、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。

6　※６は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合、専門職大学院に係る研究科等を設置する場合又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であって専門職大学院の課程を設けることとなるものを行う場合に添付すること。

7　※７は、併せて通信教育を開設する場合に添付すること。

8　※８は、私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則を変更する場合に添付すること。

9　△は、学長の個人調書のみ添付すること。

附　則

この省令は、令和四年八月一日から施行する。